

「相続コンサルティング Vol1 ～相続対策ステップの基礎～」

こんにちは、株式会社 ZUU の富田和成です。高齢化が加速する日本は、今まさに大相続時代に突入していると言えます。また、2011 年から金融資産 1 億円以上の富裕層が増加に転じていると言われていたのですが、これは起業家や専門職の方々など、成り上がり型の富裕層が増加していることに加え、富裕層の相続が急増し、資産が分散されている結果といわれています。このような環境下、富裕層を中心とする方々への相続対策のためのアドバイスの必要性が増しています。そこで、今回からは「相続コンサルティング」をテーマに書かせて頂こうと思います。



○相続におけるコミュニケーションの重要性

相続というと非常にセンシティブな話題だと思います。どなたでも「死」を連想してしまう相続は話したいテーマではありません。また、相続に絡み「お金」「遺産」といった話も発生してしまいます。このような「死」「遺産」「もめごと」ことについて話したくないのは人として当然の感情です。しかし、相続は誰にでも訪れることもまた確かです。

そういった相続の場面で、心の「悪い面」ではなく「良い面」によって乗り切るためには、早くから、あえて触れにくいテーマである「相続」ということに関してコミュニケーションを取り始め対策を始めることが大切です。相続は、事前のコミュニケーションが半分、民法や税法などの法技術半分で解決する問題です。

○相続における法務・税務的なテーマ

さて、具体的な話としましては、法務・税務的な面から相続を突き詰めると、

相続とは、

- ①遺産が承継されるので、その分配を不満がないようにしておくこと。
- ②負債も承継されるので、どのように負債に対処するかということ。
- ③相続税が生じる可能性があれば節税対策と納税資金を捻出すること。

この3点が最終的には主要なテーマとなります。他にはお墓など（祭祀財産といいます）をどなたが承継するかなどもテーマとなり得るでしょう。ただ、基本的には相続は法的には上記3点をテーマとして話し合い・対策をしていくこととなります。これらに対し、主要な解決方法は以下ようになります。

①遺産が承継されるので、その分配を不満がないようにしておくこと。

→遺言書の作成

（推定相続人が納得する相続分の指定・信頼できる遺言執行者の指定・特別受益の持ち戻しの免除など）

②負債も承継されるので、どのように負債に対処するかということ。

→相続放棄も検討しておく。手続きについて間違いがないよう司法書士や行政書士などに相談する。
(相続放棄は基本的に相続開始後3ヶ月以内です。)

③相続税が生じる可能性があれば節税対策と納税資金を捻出すること。

→各種相続税対策。これは次回以降で詳説します。ひとつの目安として平成27年の相続税の重税化を考えると、都心部で持ち家1件と預貯金がお有りになるのであれば、かなり高い確率で相続税対象者という事ができると思います。

ご参考 <平成27年1月1日以降の相続の際の相続税の基礎控除額>

600万円×法定相続人の人数に3000万円を足した金額

相続はまずは十分にコミュニケーションをとって、その後、各税務や法律上の問題について解決を図っていくというステップが非常に重要と言えます。センシティブな話題ですが、なるべく早い段階から相続対策について話始めることが重要になってきます。

<著者プロフィール>

富田和成

株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

http://zuu.co.jp/company/ceo_message

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。

2013年3月に野村証券を退職し、2013年4月株式会社ZUUを設立、現在に至る。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488